

載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「〔優先権証明書提供国（機関）〕」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

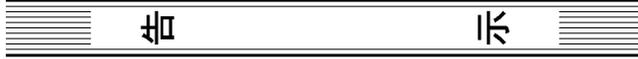
- 【パリ条約による優先権等の主張】
 - 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - 〔出願の区分〕
 - 〔アクセスコード〕
 - 〔〔優先権証明書提供国（機関）〕〕
 - 【パリ条約による優先権等の主張】
 - 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - 〔出願の区分〕
 - 〔アクセスコード〕
 - 〔〔優先権証明書提供国（機関）〕〕
- 33～43 [略]

- 【パリ条約による優先権等の主張】
 - 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - [新設]
 - [新設]
 - [新設]
 - 【パリ条約による優先権等の主張】
 - 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - [新設]
 - [新設]
 - [新設]
- 33～43 [略]

備考 表中の「 」の記載は注記である。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。



○総務省告示第六十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第十五号）の施行に伴い、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月十九日

総務大臣 石田 真敏

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示
電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2 用語の定義 1 コアシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別	第2 用語の定義 1 コアシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以